慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	青柳幸一君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.11 (2010. 11) ,p.169- 175
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20101128-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

青柳幸一君学位請求論文審査報告

1　本論文の構成と審査の対象

青柳幸一君が提出した学位請求論文は、主論文『憲法における人間の尊厳』（尚学社、二〇〇九年）と、副論文『人権・社会・国家』（尚学社、二〇〇二年）という二冊の著書である。以下では、主論文（以下、「本論文」と呼ぶ）を審査の対象とし、必要に応じて副論文に言及する。

その構成からわかるように、本論文は、人間の尊厳それ自体についての考察と、科学技術の進展により生じた「人間の尊厳」の応用問題の考察から成り立っている。本論文は、青柳君自身が述べるところによれば、「『なぜ人間に人権が保障されるのか』という人権の基礎理論」をめぐり考察を重ねてきた同君の、個人の尊重と人間の尊厳をめぐる研究の「中間報告」である（本論文はしがき）。したがって、以下では、人間の尊厳それ自体について考察した章（Ⅰ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅹ章）を、審査の主たる対象とする。

本論文の構成は、次のとおりである。

Ⅰ　「個人の尊重」と「人間の尊厳」――同義性と異質性
　問題の所在
　「個人の尊重」規定の制定
　学説における「個人の尊重」
　「個人の尊重」と「人間の尊厳」の同義性と異質性

Ⅱ　科学／技術の進歩と人間の尊厳
　「なすべきか、なさざるべきか」
　規制根拠としての人間の尊厳
　人間の尊厳の内容と享有主体
　むすびに――残された課題

Ⅲ　アメリカにおけるヒト・クローン禁止をめぐる憲法論――生殖の権利論
　禁止合憲論と禁止違憲論
　連邦最高裁判所と生殖の権利
　Robertson の生殖の権利論
　ヒト・クローニングの非「基本的権利」性

Ⅳ　ヒト・クローン技術規制法と「人の尊厳」――あいまいな人間の尊厳
　問題の所在

日本法と人間の尊厳・個人の尊厳
ヒト・クローン技術規制法と「人の尊厳」
ヒト・クローン技術規制法の「人としての尊厳」の問題性
むすびに
V 憲法学における「生命に対する権利」
序論――「生命、自由及び幸福追求」権の位置づけ・性質・内容
幸福追求権 vs 生命権独自説
生命権独自説の妥当根拠
人間の尊厳と生命権
むすびに――慎重な衡量
VI 生殖補助医療における自己決定と憲法
問題の所在
自己決定の定位
生殖補助医療の憲法上の問題
VII 二つの「人間の尊厳」論と憲法理論
「人間の尊厳」に関する二つのアプローチ
義務基底的「人間の尊厳」論と憲法理論
権利基底的「人間の尊厳」論と憲法理論
VIII 人間の尊厳論の「原点」と「現点」
はじめに
日本国憲法制定と「個人の尊重」条項
「個人の尊重」条項解釈の原点
人間の尊厳論の「現点」
むすびに
IX 国連ヒト・クローニング禁止宣言と人間の尊厳
問題の所在
国際機関における協定・宣言
国連での主張と国内法との「ねじれ」現象
国連クローニング禁止条約の破綻と禁止宣言の成立
国連での議論における人間の尊厳の諸相
むすびに
X ドイツ基本法一条一項「人間の尊厳」論のゆらぎ――憲法における人間
問題の所在――生命科学／技術と「人間の尊厳」ドグマティーク
“Würde der Menschheit” と “Würde des Menschen”
支配的ドグマティークの「ゆらぎ」
人間の尊厳の「生物化」――種の尊厳論
憲法における人間――「むすび」に代えて

2 本論文の概要

日本国憲法は、一三条において「個人の尊重」と規定し、二四条において「個人の尊厳」と規定しており、「人間の

尊厳」という文言は存在しない。しかし、憲法学説では、個人の尊重＝人間の尊厳という理解が支配的であった。第Ⅰ章「『個人の尊重』と『人間の尊厳』――同義性と異質性」は、両概念の異質性を指摘したホセ・ヨンパルトの問題提起に触発されつつ両概念の異同を検討したもので、青柳君の最初の論文集である『個人の尊重と人間の尊厳』（尚学社、一九九六年）にも収録されていたものを、自身の研究の出発点における問題意識を明らかにするために再録したものである。青柳君は、個人の尊重と人間の尊厳の関係をめぐる従来の学説を整理したうえで、日本国憲法は「人格主義」ではなく「個人主義」の立場に立つと結論付ける。両者には、個人と社会の間の何らかの有機的関係ないし融合を前提とするのか、それとも個人と社会の関係を基本的に緊張関係としてとらえるのかという差異があるとされる。

第Ⅱ章以下で詳細に論じられているヒト・クローンをはじめとする最先端の生命科学／技術の規制の問題は、人間とは何か、人間の尊厳とは何かという青柳君の問題提起が具体的に展開されている場である。ここでは、青柳君は、対象をドイツ法からアメリカ法（第Ⅲ章）、日本法（第Ⅳ章）、国連レベルでのヒト・クローニングの禁止（第Ⅸ章）へと拡張する。

その間に挟まれた第Ⅴ章から第Ⅷ章は、人間の尊厳の考察にあてられているが、ここで青柳君が注目するのが、「人間の尊厳」の二重の意味である。すなわち、人間の尊厳は、一方ではすべての権利の基礎であるとともに、他方では義務および権利の制限根拠としても援用される。青柳君は、これに対応して、「権利基底的アプローチ」と「義務基底的アプローチ」という二つの人間の尊厳論を区別する（第Ⅶ章）。ここでは、カントを参照しつつ、二つのアプローチの持つ論証構造の違いが整理される。人間の尊厳の内容は、カントの客体定式で説明するのがこれまでのドイツの通説であった。青柳君は、カントの議論が義務論的であることを確認するほか、カントが「人間」の尊厳ではなくMenschheitの尊厳と言う語を用いていることに着目し、これが「種としての人類」を意味するのかどうかが核心的論点であることを指摘する。

第Ⅷ章「人間の尊厳論の『原点』と『現点』」では、人間の尊厳と個人の尊重の異同をめぐるわが国の学説が回顧され、また、二つの人間の尊厳アプローチが再度対照される。ここでは、青柳君は、「種の尊厳」論こそが、生命科学の驚異的進展という新しい問題に直面して、伝統的な人

間の尊厳論と根本的に対立する見解であると整理されている。

最終章である第X章は、「憲法における人間」という副題が示すように、青柳君の人間の尊厳研究の、中間的な総括に当たる部分である。従来の見解によれば、人間の尊厳に反する行為は、絶対的に禁止される。人間の「尊厳」は、他の価値と比較衡量できるものではなく、その意味で、保障の「程度」を問題にすることもできない。尊厳は、価値とは異なるためである。ここで青柳君が提起するのは、「あれかこれか」という二者択一の思考で先端技術規制の問題を適切に解決できるのか、という問題である。ドイツは、基本法一条一項の「人間の尊厳」によって生命科学／技術を統制しようとしてきたが、その一方で、生命科学／技術の発展が「人間の尊厳」の概念に再検討の必要を迫ってもいる。最近のドイツの学説には、人間の尊厳の絶対的保障を捨てて段階的保障を説くものや、生命科学の問題を人間の尊厳ではなく、基本法二条二項の生命・身体の不可侵性の問題として理解するものが登場している（基本法二条二項には法律の留保が付されている）。これには、伝統的見解からの厳しい批判もあることが紹介されるが、青柳君は、「絶対的保障か保護の喪失か」という二者択一の解決を避けるものとして、これら新しい学説を積極的に受け止めている。さらに、「種としての人間の尊厳」の観念については、二〇〇二年に提出された連邦議会審議会報告書で採用されたことが説明されている。青柳君は、この報告書が「人間の尊厳の享有に関して精神的能力等を要件とせず、……人間の不完全さや不十分さをも考慮する必要性を説いていることは、筆者の見解と一致する」として、肯定的に評価するが、最後に青柳君は、種としての人間の尊厳論がよって立つカント理解を批判的検討の対象とする。前記報告書では、種としての尊厳という理解の積極的な論拠として、Kathrin Braun のカント解釈が援用されていた。青柳君は、カント全集をひもとき、その妥当性を検証する。

3　本論文の評価

本論文は、ホセ・ヨンパルトの問題提起以来、憲法学の大きな課題とされてきた人間の尊厳と個人の尊重の異同について、一連の研究を公表してきた青柳君のこれまでの研究を集大成したものである。その内容は、人間の尊厳と個人の尊重との異同という抽象的な問題設定から、先端技術の統制という具体的課題の検討を通じて、人間の尊厳概念の再構成をはかることにある。

本論文の長所として、二つの点が指摘できる。なによりもまず本論文が、ドイツにおける基本法一条一項および二条二項についての文献を幅広く渉猟していることがあげられる。この点で第X章で展開される、ベッケンフェルデという古い世代に属する憲法学者とヘルデーゲンに代表される若い世代の憲法学者による基本法一条一項をめぐる解釈論上の立場の相違は、「未出生生命の憲法上の地位論という困難で複合的な問題」に対して、世代間の相違を示しつつ、その本質に迫る要素を含んでいるところがあるように感じられる。人間の尊厳については、その研究は長い理解を持っている。まして筆者が主として取り上げているドイツにおいては、その議論の重要性と蓄積の厚さは周知のところである。そのような点を考えると、本論文は、この分野におけるきわめて本格的研究であるということがいえよう。このような研究を今日筆者ほど包括的且つ幅広く行える研究者はわが国においてはほとんど見当たらないということができる。

つぎにこの論文の一つの大きな特色である、その研究のために取り上げる対象が筆者の研究の中心であるドイツばかりではなく、日本、アメリカ、国連、そして時にフランスに関する研究についてもその動向を追い、幅広い研究となっていることがあげられる。このように幅広く研究対象を設定することによって、ドイツについては基本法一条の人間の尊厳条項について、現代の憲法学者に与えるカントの影響という観点から議論が整理される立場がとられている一方、アメリカについては、カントやデューリッヒの「客体定式」が内容が抽象的すぎるとしてアメリカの法哲学者によって否定されていることを認めた上で、アメリカ特有の考え方である、現代における憲法問題を個別具体的に審査基準の適用・解決を通して判断していくという枠組みにのって、その議論を紹介するという慎重かつ柔軟な姿勢がとられている。このような研究姿勢は、今後の研究の一つの望ましい形式を提供するものといえる。

しかし、本論文にも課題がないわけではない。二つほど指摘したい。第一に、本論文の研究対象が、人間の尊厳と個人の尊重の異同というきわめて大きなテーマであり、かつそのテーマに関する自己の見解を先端技術の統制という具体的課題を通じて検討するという立場がとられているために、本論文の全体を通じて、先端技術の統制の必要と「人間の尊厳」との間の視線の往復ということが頻繁に行われる結果、その論証が一つの結論に向かって明確な形で進んでおらず、やや迂遠な感じがする。第二に、人間の尊

厳と個人の尊重の異同という問題をめぐる現代における憲法解釈が、カントと結びつけられることによって、やや文脈との関連が薄いまま現代的解釈にカントの理解が持ち込まれ、肝心の現代における人間の尊厳をめぐる憲法学説の対立をより深く検討することが必ずしも十分に行われていないことである。基本法一条一項の人間の尊厳条項をカントとは切り離して解釈する議論があることからすると、なぜカントに依拠しなければならないのかが説得的に示される必要があるのではないかと思われる。また、カントを「義務」基底的とみなすこと自体は、カント研究における一般的な理解にかなうことであるが、ここで言う「義務」論（Deontologie）は、「目的論」と対になる概念であり、法律学で一般に用いられる権利／義務の対とは用語法が異なる。この点で、青柳君は、「権利基底的」／「義務基底的」という対で議論を組み立て、これにカント研究の意味における義務論を結び付けていることには疑問が指摘される。

本論文で取り上げられた人間の尊厳とは何かは、特定の結論を安易に導き出すことは不可能なテーマであるともいわれ、本論文においても特定の結論が明確な形で与えられているわけではない。そのことは、青柳君自身が「中間報告」であることを自覚していることからも明らかである。しかし、それが中間報告であるとしても、青柳君が、先端技術の統制をテーマとした日独シンポジウムを主催し、報告するなど、この分野における日本の第一人者であることは疑いがなく、前述した課題も、青柳君がこの分野における代表的研究者であるが故の高いハードルという側面を有している。「人権……とは、人間の権利を意味する言葉である。そもそも、そこでいう『人間』とは何であり、『権利』とは何なのであろうか」という根源的な問いに対する、真摯な学問的営為として今後の進展に期待すべきこと大なるものがあることをあえて指摘しておきたい。

以上述べてきた理由により、われわれ審査員一同は、青柳幸一君が提出した本論文が、博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいものであると判断し、ここにその旨を報告する次第である。

二〇一〇年六月五日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　法学博士　小林　節

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　法学博士　大沢　秀介

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　萩原　能久
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　博士（法学）　小山　剛

阿南友亮君学位請求論文審査報告

はじめに

阿南友亮君の学位請求論文「近代中国の革命と軍隊に関する研究――広東における中国共産党の軍隊建設、一九二三～一九三五年」は中国共産党（以下、煩雑さを避けるために文脈上誤解が生じない場合に限り、共産党あるいはたんに党と記す場合がある）の創立直後から日中戦争が始まる直前までの時期にかけて、同党が革命のための軍事力をいかに構築したかを広東省東部に焦点を当てて詳細に検討したものである。

広東省は一九二四年に国民党と共産党による国共合作が始まった後、両党が共同で農民運動に乗り出し、農民を動員して革命のための軍隊を構築しようと最初に努力した場所であった。そして、この地域から両党は共同で軍隊を北上させ、中国全土を武力によって平定し、新たな中央政府を樹立するための企て、すなわち北伐に出発するのである。その意味で、中国共産党の軍隊は広東省で生まれたといっ